

鶴岡市スポーツ強化後援会鶴岡市ゲートボール連合会活動助成金交付要綱

平成29年7月12日決裁

1 目的及び交付

会長は、生涯スポーツの普及・促進及び競技力の向上を目的に、鶴岡市ゲートボール連合会が実施する事業に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。

2 交付対象者

この助成金の交付対象者は、鶴岡市ゲートボール連合会とする。

3 交付対象事業

この助成金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 大会の開催に関する事業
- (2) 指導者の養成に関する事業

4 交付対象経費

この助成金の交付対象となる経費は、事業の実施に要する経費とする。ただし、人件費、備品購入費及び懇親会費を除く。

5 交付する額

この助成金の額は、交付対象経費の合計額以内とし、事業の内容及び効果を勘案して算定する額とする。

6 交付申請書及び実績報告書の添付書類

交付申請書（様式1）に添付すべき書類は、「実施要項又は事業の案内文書等、事業内容が把握できる書類」及び「予算書（様式3）」とする。また、実績報告書（様式2）には「決算書（様式3）」を添付しなければならない。

7 事業の経理等

事業実施者は、この事業に係る経費の帳簿及びすべての証拠書類を備え、その収支の状況を明らかにしておくとともに、事業の完了の日の属する年度の終了後10年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

8 実績報告書の提出期限

この事業の実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日を経過する日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。